

DECISION

Request No.: 12

Protest

Event: いちご一会とちぎ国体セーリング競技会 JAPAN National Sports Festival Sailing Race Number: 3
Hearing Schedule: 2022-10-03 18:20

PARTIES AND WITNESSES

Request No.: 12: レーザー級 - 成年男子 - 19 石川 1119 - 石川 - 小塚 一輝

レーザー級 - 成年男子 - 18 富山 1118 - 富山 - 沢田 二二男

Witnesses: 成年男子レーザー級 県番号37 林滉晴

VALIDITY

Objection to Jury: No

Within Time Limit: Within Time Limit

Incident Identified: Yes

Proper Hail: Protest hailed

Red Flag Displayed: Not required

Decision: Request Valid

PROCEDURAL MATTERS

FACTS FOUND

成年男子レーザー級第3レースの第2レグで風速は2ノット、波の高さは20であった。

県番号19はポートタック、県番号18はスターボードタックのランニングで、ゲート・マークの4pマークに向けて帆走していた。

県番号18が4pマークのゾーンに到達したとき、県番号18は県番号19の内側にオーバーラップしていた。

このとき、県番号18と県番号19の内側にポートタックのバイザリーで帆走していた県番号37がオーバーラップしていた。県番号18は4pマークまで2艇身となった時にジャイブをして4pマークにバウを向けた。この時、県番号18と県番号19のオーバーラップが解けた。

その後、県番号19はラフして、県番号18の内側にオーバーラップした。

県番号18は4pマークを回航している県番号37の風下側で、県番号37とバウを並べた状態で4pマークを回航した。

県番号19は県番号37と県番号18の間を帆走し、県番号37のスターボード側のスターンと県番号19のポート側のバウが接触し、県番号19のスターボード側のバウが県番号18のポート側のスターンに接触した。

県番号37と県番号18はペナルティーを履行せずにコースの帆走を続けた。

県番号19は2回転ペナルティーを履行しコースの帆走を続けた。

3艇に損傷と傷害は無かった。



見取り図_case12.jpg 63.8 KB

Diagram: Protest Committee diagram attached

CONCLUSIONS AND RULES THAT APPLY

Rules:

ゾーンに到達したときに県番号18の外側にオーバーラップしていた県番号19は県番号18にマークルームを与えなかったため、規則18.2(b)に違反した。

また、県番号19は、風下艇の県番号18を避けておらず、マークルームを得る資格がある県番号18の内側にオーバーラップした後、県番号18にプロパー・コースを帆走するルールも与えていなかったため、規則11及び、規則18.2(c)(2)にも違反した。

県番号18は県番号19との接触を回避しなかったため規則14に違反したが、県番号18は航路権艇であり、得る資格のあるマークルームを帆走しており、接触により損傷または傷害が起きなかったため、規則43.1(c)に基づき免罪される。

県番号19は、規則44.1に従い適切なペナルティを履行したため、それ以上のペナルティを課さない。

DECISION

抗議は却下された。

Date & Time: 2022-10-04 08:34 JST

PROTEST COMMITTEE

Chaired By: Masayoshi Mizoguchi (JPN)

Committee Members: Kikuji Nakajima (JPN), Hirofumi Fujii (JPN), Yuki Takahashi (JPN), Masayuki Ishikawa (JPN)

